

**(業務名称) 2023～2025年度 市民ならびに教育現場における国際理解促進にかかる運營業務委託契約**

(意見招請公示日：2022年10月31日) について、意見招請実施要項に関する意見・質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
関西センター

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P.9	3. 業務の概要 (3) スタディツアー (JICA海外事業訪問) 受付	過去3年間の実績をみると想定年間対応件数はかなり多いように思うが、どのように算出されたのか。現況では年間件数確保が不安定と考えられるので、業務実施経費の精算は「単価×実施回数」ではなく、想定件数を目標値とし「単価×年(1回)」とすることは可能かどうか。	過去の実績値を踏まえ、想定年間対応件数を30件と設定しています。精算は実績に基づいて行うため、「単価×年(1回)」と一括した手続きとする事は想定していません。
2	P.17	6. 報告書及び経費の請求について (2) 経費精算報告書の提出	1年度に想定されている件数が各業務にあるが、その想定件数を実施できなかった場合は人件費は支払われないのかどうか。	人件費は各業務の単価×実施件数の実績値を精算時に支払うため、実施されない業務に対して人件費を支払う事はありません。想定件数に満たない場合には、契約金額の範囲内において、受託団体とJICAとの協議のもと、代替業務や追加業務(団体からの提案含む)等について検討を行います。
3	P.17	6. 報告書及び経費の請求について (2) 経費精算報告書の提出	1年度に想定されている件数を超えて実施された場合の人件費は支払われるかどうか。	1年間の想定件数を超えた業務が見込まれる場合は、受託団体とJICAと協議を行い、双方合意を得られた場合は業務を実施します。また、実施された業務に対して人件費を支払います。
4	P.17	6. 報告書及び経費の請求について (2) 経費精算報告書の提出	複数年度契約(3年)であるので、例えば1年度に実施できなかった件数を翌年に実施することは可能かどうか。	契約金額総額に収まる範囲であれば可能です。実際は受託団体とJICAと協議のもと対応を決定します。